

令和元年度「高校生のびのびプロジェクト」実施要綱

1 趣旨

青少年の健全育成のためには、大人からの働きかけや青少年を取り巻く環境の改善のみならず、青少年自身の自覚と行動が必要である。

そのため、地域・学校での街頭啓発活動やボランティア活動への積極的な参加、社会のルールやマナーについての学習等の高校生の様々な自主的取組を推進するため、高校生が参加・協力できる県・市町村等による事業を集約し、各高等学校等に情報を提供することにより、高校生の規範意識の高揚と社会参加活動の推進を目的とする。

2 実施期間

令和元年 11 月 1 日～令和元年 11 月 30 日（子ども・若者育成支援強調月間中）

3 対象

県内すべての高等学校及び特別支援学校

4 実施内容

- (1) 活動の内容は、高校生自らが自主的に取り組むものとする。
※活動への参加は、全校生徒によるものだけでなく、生徒会執行部、MS リーダーズ、特定の部活動、特定の学年、有志団体などによるものも含める（具体的な取組については、「4 活動例」を参照）。
- (2) 内閣府が主唱する「子ども・若者育成支援強調月間（11月）」期間中の活動については、県・市町村等の取組に高校生が参加・協力して取り組めるよう県・市町村等の活動内容を各高等学校及び特別支援学校に情報提供する。

5 活動例

- ・研修会や意見交換会の実施
（活動例：◎携帯電話・スマートフォンの安全・安心利用について
◎未成年の喫煙・飲酒・薬物乱用防止について
◎いじめや虐待の防止・対策について
◎岐阜県青少年育成健全条例の知識を深める
- ・社会奉仕活動等への参加、実施
（活動例：◎文化祭での募金活動
◎通学路の清掃活動
◎交通安全運動
◎防犯啓発活動
- ・マナー、規範意識の向上
（活動例：◎高校生同士の身だしなみチェック
◎登校・下校時の校門前での挨拶運動
◎自転車利用マナー点検
- ・他世代との交流
（活動例：◎高齢者宅訪問
◎小学生・中学生への交通安全指導
- ・街頭啓発活動への参加・実施
（活動例：◎携帯電話・スマートフォンへのフィルタリング利用の促進
◎危険ドラッグ等の薬物乱用防止の推進

【参考】

平成 30 年度「子ども・若者育成支援強調月間」の趣旨（内閣府）

子供・若者は、親等の家族にとっても、社会にとっても、大きな可能性を秘めたかけがえのない存在であり、全ての子供・若者が、自尊感情や自己肯定感を育み、自己を確立し、社会との関わりを自覚し、自立した個人として健やかに成長するとともに、明るい未来を切り拓いていくことが期待されている。

政府において、本年2月に「子供・若者育成支援推進大綱」を策定し、その中で、子供・若者の育成支援を、家庭を中心として、行政、学校、企業、地域等、社会全体で取り組むべき課題と位置付け、全ての子供・若者が健やかに成長し、全ての若者が自立・活躍できる社会の実現を目指すこととしている。

しかしながら、子供・若者に関しては、依然、支援を必要とするニート、ひきこもり、不登校などの社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供・若者の問題や、少年非行、いじめの問題、児童虐待、児童ポルノなど子供が被害者となる事件など社会全体で取り組まなければならない問題がある。これらの多様で複合的な問題の解決には、行政、青少年の育成支援に関わる諸団体等が専門の垣根を越えて連携協力するとともに、地域住民一人一人の取組・参加を促すことにより、子供・若者を孤立させず、地域全体で支えていく社会を築くことが重要である。

このため、本年11月を「子供・若者育成支援強調月間」（以下「月間」という。）と定め、期間中に子供・若者育成支援のための諸事業、諸活動を集中的に実施することにより、国民の子供・若者育成支援に対する理解を深めるとともに、各種活動への積極的な参加を促し、国民運動の一層の充実と定着を図ることとする。

平成 30 年度 岐阜県での子ども・若者育成支援強調月間の概要

1 趣 旨

「子ども・若者育成支援強調月間」期間中に、関係機関・団体等と連携し、子供・若者育成支援に向けた各種事業を集中的に実施することにより、青少年の健やかな育成に対する県民の理解を深めるとともに、各種活動への積極的な参加と日常的な行動を促し、次代を担う子供・若者の育成支援の一層の充実と定着を図る。

2 期 間

11月1日～11月30日

3 重点項目

- (1) 若者の社会的自立支援の促進
- (2) 子供の貧困対策の推進
- (3) 児童虐待の予防と対応
- (4) 生活習慣の見直しと家庭への支援
- (5) 子供を犯罪や有害環境等から守るための取組の推進